

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成22年4月21日)

項目	ページ
1 松くい虫防除事業における入札談合疑いと今後の対応について 【農政課】	別紙
2 財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に係る経営検討委員会の設置について 【経営支援課】	1
3 耕作放棄地全体調査フォローアップの結果について 【経営支援課】	2
4 とっとり花回廊の指定管理者の選定方針について 【生産振興課】	3
5 飼料米・飼料稲の取り組みについて 【畜産課】	4
6 農林水産部の試験研究に係る外部評価の実施について 【農林総合研究所】	5
7 水産試験場ホームページの改ざんにかかる対応について 【水産試験場】	10

農林水産部

財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に係る経営検討委員会の設置について

平成22年4月21日
経営支援課

1 経緯

- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)の施行を踏まえた「第三セクター等の改革について」(平成20年6月30日付け総務省自治財政局長通知)に基づき、県が損失補償等の財政援助を行っている第3セクターのうち経営が悪化している団体を対象として、経営検討委員会を設置し、評価検討を行い改革プランを策定することとされた。
- ・対象団体 (財)鳥取県農業開発公社、(財)鳥取県造林公社の2公社
- ・(財)鳥取県農業開発公社の評価は、E(経常損益が赤字であり、債務超過額が損失補償付債務額以上)

経常損益 △19,702千円 純資産 △348,703千円

※中海干拓未売渡農地 24.8ha 分 551,561千円(簿価)を標準評価方式により時価評価して計上

2 財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構の課題と検討方向

- ・農業の担い手への総合的な支援を実施できる事務局体制を整備するため、平成21年12月に「農業開発公社」と「農業担い手育成基金」を統合。
- ・今後は、農地保有合理化法人の機能を活用しながら担い手育成の方向へ事業シフトするほか、鳥取県農業会議との一元化等により、新規就農者や農業生産法人、集落営農等様々な担い手を育成するための推進体制を確立することが不可欠。
- ・今回、経営検討委員会で、担い手育成体制の拡充を基本に「担い手育成機構」の将来方向や経営のあり方を検討して頂くことは本県農業の発展にとって極めて重要。

3 検討委員会の検討事項

- ・(財)鳥取県農業開発公社が実施中の経営改善計画の検証
平成17年に策定した経営改善計画と経営状況の分析
中海干拓農地売渡事業の改善(未売渡地の処分促進、県無利子貸付)
- ・担い手育成業務を含めた(財)鳥取県農業農村担い手育成機構の役割と今後の経営展開方向
- ・農地確保・農地流動化対策、担い手対策を担う鳥取県農業会議との統合による担い手育成体制の強化

4 検討委員の構成 5名(男性3名、女性2名)

区分	所属・分野	氏名	特記事項
大学有識者	鳥取大学農学部教授 JA鳥取中央会参事	小林一 蔵増保則	委員長、農業経営、経営管理監査士
経営	弁護士 税理士 公認会計士	井木博子 湯口夏史 入江道憲	(財)鳥取県造林公社経営検討委員 (財)鳥取県造林公社経営検討委員 鳥取県県公益認定等審査会委員

5 スケジュール

- 平成22年3月
3月24日
 - ・委員の選定、就任依頼、委嘱
 - ・委員会の設置、委員長の選出
 - ・鳥取県農業農村担い手育成機構の概要、現状と課題
- 4月23日
 - ・中海干拓農地売渡事業、農地保有合理化事業の分析検討と業務改善に対する意見交換
- 5月
 - ・中海干拓農地売渡事業、農地保有合理化事業の業務改善に対する提案
 - ・新規就農者等担い手育成事業に対する意見交換、鳥取県農業会議との統合・事務局一元化による体制強化の検討
 - ・改革プランの取りまとめ
 - ・経過報告
- 7月
- 平成23年1月

耕作放棄地全体調査（フォローアップ）の結果について

平成22年4月21日
経営支援課

1 調査概要

(1) 調査目的

- 耕作放棄地の解消を図るために、その現状を的確に把握した上で、それぞれの状況に応じた対策を講じていくことが必要。
- フォローアップにより平成20年度に行った全体調査の精度を高めた上で、市町村耕作放棄地解消計画に基づき、耕作放棄地の解消を目指す。

(2) 調査主体

市町村・農業委員会

(3) 調査方法

- 調査期間 平成21年4月～11月
- 全体調査と同様に1筆ごとに現地調査を実施し、耕作放棄地を以下の3類型に分類。
 - 「緑」：人力・農業用機械で草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地
 - 「黄」：草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地
 - 「赤」：森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地

2 調査結果

(1) 農地・非農地面積（平成21年11月30日現在）

（単位：ha）

		緑	黄	緑+黄	赤		赤		緑+黄+赤				
		農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	（判断 未了）	農用地 区域	（判断 済み）	農用地 区域	農用地 区域			
H20 公表データ		707	531	272	230	979	761	93	65	22	18	1,094	844
フォローアップ	H20 公表データ の修正①	716	536	299	255	1,015	791	39	20	41	31	1,095	842
	H21 新規把握 ②	52	51	74	61	126	112	22	19	0	0	148	131
合計面積（①+②）		768	587	373	316	1,141	903	61	39	41	31	1,243	973

(2) 解消確認面積（平成21年11月30日現在）

（単位：ha）

報告市町村数	A	B		C	A+B+C		A:営農再開	B:基盤整備後に営農再開	C:保全管理
		農用地 区域	農用地 区域		農用地 区域	農用地 区域			
19	58	52	8	8	23	17	89	77	

- 県内の耕作放棄地確認面積は1,243haとなり、H20調査時点より149ha増加。
- このうち、89haについては耕作放棄状態が解消されたことを確認。

3 今後の対応

農地として再生・利用可能な（緑+黄）1,052haについて、引き続き国の「耕作放棄地再生利用緊急対策」及び県の「耕作放棄地再生推進事業」を活用し、耕作放棄地の解消及び有効利用を推進するとともに、農地流動化推進総合支援事業や鳥取暮らし農林水産就業サポート事業などの関連事業の実施も含め、市町村と連携しながら総合的な取組を強化し、解消面積の増加を図る。

（参考）

（国）耕作放棄地再生利用緊急対策

農地復旧に対する支援（障害物除去、深耕、整地等）

→荒廃の程度に応じて、3万円/10a又は5万円/10aを交付。

重機等を用いた再生作業の場合は補助率1/2。

（県）耕作放棄地再生推進事業

農地復旧に対する支援（障害物除去、深耕、整地等）

→国交付金の補助残部分を市町村と同額助成。

とっとり花回廊の指定管理者の選定方針について

平成22年4月21日
生産振興課

1 選定方針

とっとり花回廊は、集客施設として広く民間の活力を活用する施設として、公募で募集する施設とする。

2 附帯意見の内容

とっとり花回廊の業務を平成23年度以降も引き続き指定管理者に委託することとし、その選定方法は公募とされている。

指定管理者の選定方法は、原則公募によるとされているところであるが、現下の厳しい経済雇用情勢を踏まえ、県では、緊急雇用経済対策に取り組んでいる中、とっとり花回廊は、本県の観光及び花き園芸の振興のための拠点施設として整備され、県内の経済雇用にも多大な貢献をしている施設であることを十分に考慮して、指定管理者の選定方法を検討すること。

3 附帯意見に対する対応

(1) 雇用の確保について

現在の施設従業者の継続雇用については、雇用の安定、熟練した人材の確保、利用者サービスの継続性の観点からも配慮する必要があるので、指定管理者を選定する際の評価項目とする。

<審査項目>

- ・現在の施設従事者の継続雇用に配慮されていること。

(2) 花き園芸の振興について

花回廊は、使用する花壇苗の約99%（委託仕様書では95%以上）を、36戸の県内農家から購入しており、花回廊、農協、普及所が連携して巡回指導にあたり、生産技術の向上に努めている。

花き生産者への指導体制も審査項目であり、評価項目としている。

<審査項目>

- ・組織及び職員の配置、職種等は適切か

また、花回廊は、利用者、消費者などに対する、花の魅力発信拠点として期待している。

4 今後の検討事項

○施設整備のあり方と適正な指定期間について

長期的な視点に立った施設整備への取り組みについては、県が主体となって、指定管理者などの意見を聞きながら検討していく必要がある。

現在も、施設の整備については、指定管理者の提案などを聞きながら、委託料とは別に予算計上して整備をしているところである。

今後、施設整備のあり方と併せて、適正な指定期間については検討していきたい。

5 今後のスケジュール(予定)

5月	審査委員会設置及び委員の委嘱
5月	審査委員会の開催（募集要項、審査項目等の審議）
6月中旬	常任委員会への報告（募集内容等）
6～7月	指定管理者の募集（公募の場合：募集期間45日以上を確保）
8月	審査委員会の開催（書類審査、面接審査、採点）
8月	指定管理候補者の決定
9月上旬（10月）	常任委員会報告（審査結果）
9～10月（11～12月）	指定管理者の指定〔9月又は12月議会〕
11月（1月）～	協定の締結、次年度事業の準備

飼料米・飼料稻の取り組みについて

平成22年4月21日
畜産課

1 飼料米

飼料米は、国の施策で平成22年度の戸別所得補償モデル対策の新規需要米として位置付けられ、県では、飼料米の供給側・需要側の取り組みが進むよう、総合農協、鳥取県畜産農協、畜産農家をメンバーとした「鳥取県飼料米推進協議会」で情報提供と個々の課題解決の支援を行っている。

取り組み状況	今後の方針等				
<p>[平成21年12月18日] 飼料用米・米粉用米にかかる需給対策協議会 ・飼料米を利用する側（畜産サイド）と生産する側（各農協）が連携して推進していくことを双方が確認した。</p>	<p>需要量・供給量見込み（H22.4.7現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>需要（畜産）</th> <th>供給（農協）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,391トン (242.3ha)</td> <td>1,078.4トン (189.6ha)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 飼料米要望量に対して、78.3%の栽培面積を確保</p>	需要（畜産）	供給（農協）	1,391トン (242.3ha)	1,078.4トン (189.6ha)
需要（畜産）	供給（農協）				
1,391トン (242.3ha)	1,078.4トン (189.6ha)				
<p>[平成22年1月14日] 鳥取県飼料米推進協議会（第1回） <メンバー：全農、各農協、鳥畜、実需者、飼料会社等> ・飼料米生産・利用における検討状況、課題等について意見交換した。</p>	<p><今後の取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域で、需要側と供給側の価格差を埋める交渉が行われており、双方の情報提供・情報共有を図りつつ、引き続きマッチングのフォローアップを行う。 				
<p>[平成22年2月10日] 鳥取県飼料米推進協議会（第2回） ・モデル事例、試算値等の情報を提供するとともに、需要側、供給側の具体的な条件（もみ・玄米の別、生産経費、希望価格等）を提示した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飼料米の需要側・供給側と相談しながら、必要な機械・器具等の初期投資の支援について検討中。 				
<p>[平成22年2月17日～] ・個別に、需要側と供給側の条件を聞き取りし、双方に情報を提供した。→ 個別協議継続中</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飼料米推進協議会等で、平成22年度の取り組みの情報共有や必要な情報提供を行うとともに、次年度に向けて新たなマッチング、専用品種の選定、飼料給与等の検討を進める。 				
<p>需要側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獺西日本ジェイエイ畜産（採卵鶏、豚） ・鳥取県畜産農協（肥育牛） ・㈲小川養鶏場（採卵鶏） ・獺イブキ（採卵鶏） ・㈲山水園（豚） 等 	<p>供給側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取いなば農協 ・鳥取中央農協 ・鳥取西部農協 ・南部町飼料米生産集団 ・㈲田中農場 				

2 飼料稻

取り組み状況	今後の方針等
<p>飼料稻の作付拡大に向けた取り組み ※ 飼料稻はサイレージ利用するため、専用の収穫機・調製機（ロールベーラー、ラッピングマシン）を必要とし、専用機を所有する生産集団等を中心とした取り組みとなる。</p> <p>【東部】 ・東部コントラクター組合が、供給（生産）側と調整を行っている。（一部中部も実施）</p> <p>【中部】 ・東部コントラクターが調整を行い、北栄、琴浦の2集落で新規取組決定。コントラクターの収穫機を借り上げ、中部の耕種農家がオペレーターとなる。</p> <p>【西部】 各地区の飼料生産組合を中心に調整中である。</p>	<p>H22年度希望数量（需要側） 4,430トン（205ha） 前年実績160ha</p> <p><今後の取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東部は東部コントラクター組合を中心に需給調整 ○ 中西部は、引き続き専用収穫機を持つ飼料生産組合と調整 <p>【東部】 135ha確定、26ha調整中 【中部】 北栄15ha確定、北栄と琴浦の新規地区は面積調整中（1ha+α） 【西部】 28ha確定</p>

農林水産部の試験研究に係る外部評価の実施について

平成22年4月21日
農林総合研究所

平成22年3月18日に農林総合研究所（北栄町由良宿）で実施した農林水産部の試験研究に係る外部評価の概要報告。

1 目的

農林水産部試験研究機関の試験研究課題について、多角的・客観的視点からの試験研究課題の選定、試験研究の効率的な実施及び広範囲に普及可能な技術等の確立を図ることを目的に、外部評価委員による評価を実施。（平成22年度新規と研究実施中の試験研究課題に対する外部評価は、平成21年9月に実施済み。）

2 実施方法

(1) 評価対象

- ①平成20年度中に試験研究が終了した課題（事後評価対象）
- ②平成17年度中に試験研究が終了した課題（3年経過後の追跡評価対象）

(2) 評価方法

各試験課題について、概要説明と質疑応答を行い、外部評価委員1人ひとりが、各評価項目について5段階評価を行った。

各外部評価委員の評価の総合点の平均値により、判定を行った。

区分	評価項目	平均値	判定
事後評価 (15点 満点)	①優れた知見や技術が得られたか	12点以上	◎ 優れた研究
	②生産性向上やコスト削減などの効果が期待できるか	9点以上	○ 概ねよい研究
	③普及・活用の方法が示され、普及・活用が見込めるか	12点未満	
追跡評価 (15点 満点)	①普及・活用されているか、受益者は増えているか	9点未満	×
	②生産性向上やコスト削減などの効果は現れているか	12点以上	◎ 非常によい
	③今後の普及活用の方策が示されているか	9点以上	○ 概ねよい
		12点未満	
		6点以上	△ 普及・活用の努力が必要
		9点未満	
		6点未満	×
			普及・活用が見込めない

委員11名中、当日の出席委員は次の8名の方。

区分	職業等	氏名
学識経験者	(独)鳥取県産業技術センター理事長	稻永 忍
流通・経済界	(株)米子青果代表取締役社長	上田 博久
消費者	作家	松本 黒
	NPO法人ナルク鳥取事務局長	金田 倫子
生産者	畜産農家	高力 房枝
	稲作農家	田中 正保
	木材加工業者	坂本トヨ子
	(社)境港水産振興協会相談役	米村 健治

3 評価結果の概要

区分	判定							合計	
	事後評価			追跡評価					
	◎	○	×	○	△	×			
農業試験場	3	2	1	1	1			4	
園芸試験場	6	3	3	4	2	2		10	
畜産試験場									
中小家畜試験場	3	2	1					3	
林業試験場	4		4	5	1	3	1	9	
水産試験場				1	1			1	
合計	16	7	9	11	5	5	1	27	

※ 各試験研究課題の評価結果は別紙のとおり。

水産試験場ホームページの改ざんにかかる対応について

平成22年4月21日
水産試験場

水産試験場が、外部のレンタルサーバーで公開しているホームページのうち、「境港の旬別まき網水揚げ量」のページと「栽培漁業センター観測による湯梨浜町沿岸水温」のページが何者かにより改ざんされたことが、去る3月17日に判明したことを受け、対応をとりましたので報告します。

1 改ざんの内容

○改ざんされたページ

(1) 「境港の旬別まき網水揚げ量」のページ

<http://www3.ocn.ne.jp/~tthome/sakairyoumoyou/sakairyoumoyou.htm>

(2) 「栽培漁業センター観測による湯梨浜町沿岸水温」のページ

<http://www3.ocn.ne.jp/~tthome/ryo-kaikyo/tomarisuion.htm>

○当該ページは、とりネットとは別の民間レンタルサーバー内にあるホームページであった。

○上記のページにアクセスすると、危険なプログラムを実行する攻撃サイトに接続される簡易プログラム（スクリプト）が挿入されていた。

2 個人情報の有無

上記のホームページ2つには鳥取県情報公開条例第9条第2項に該当する情報資産は含まれていない。

3 被害情報

現在までのところ、水産試験場への問い合わせ及び被害の報告はない。

4 改ざん発覚後の措置

○当該ページにアクセスできないようリンクの削除

○不正スクリプトの削除

○レンタルサーバーアクセス用パスワードの変更（2回）

○レンタルサーバー内のファイルを全て削除

○情報提供していた利用者へFAXによりお詫び、また、ホームページにお詫び文章を掲載

○マスコミへの資料提供、総務省報告・電話回線（ADSL）の物理的遮断

5 想定される原因

○ホームページの更新は古いバージョンのフリーソフトを使用しており、ウィルスに対して脆弱であった。また、最新のバージョンへの更新を随時行っていなかった。

○レンタルサーバーへのアクセス用パスワードの変更は平成18年4月以降されていなかった。

○このことから、何者かによりレンタルサーバー用パスワードが盗み取られ、当該パスワードを使用してレンタルサーバー内のホームページ用ファイルの改ざんが行われたものと推測される。

6 今後の再発防止対策

○ホームページの作成更新は、原則として外部レンタルサーバーを使用しない。県庁LANに接続されたパソコンのみを使用する。

○人工衛星海表面水温画像を公開するためのホームページの作成・更新は、とりネットサーバーでは運用困難なため外部サーバーを利用し、当該画像の受信装置の保守管理を行っている業者へ委託する。

○独自のネット回線へ接続するパソコンは専用室に設置し管理する。

○県庁LANに接続しない独自解析・プレゼン用パソコンには最新のセキュリティソフトを導入し、きめ細かなアップデートを行う。

○鳥取県情報セキュリティポリシーに従い、情報セキュリティ管理者を中心に組織内の情報セキュリティの周知徹底及び研修の強化を図る。